



CHECK

家族信託

将来、認知症などで判断能力が低下し、自分で自分の財産管理ができなくなってしまう時に備えて、財産の所有権のうち、管理・処分する権利を信頼できる家族に移すこと



CHECK

家族信託

親子間で信託契約を結ぶことにより、親が万一、認知症や病気になったとしても子が財産の管理・運用を継続することが可能



メリット

家族信託のメリット

不動産の管理は子供に任せて、家賃や売却代金は親が得る形になるので、家賃収入を毎月の老人ホームの費用に充てることができる



メリット

家族信託のメリット

- 信託契約を結ぶことにより実質的に遺産分割協議を生前のうちに確定させることができる
- 二次相続以降にも被相続人の意向を反映させることができる



デメリット

家族信託のデメリット

- 導入にコストがかかること
- 制度に精通した専門家や金融機関が少ないこと
- 身上監護の機能がないこと

信託契約書の作成費用や信託登記費用
登録免許税などの導入コストが発生する
歴史が浅いため
身近に対応できる専門家や金融機関が少ない
身上監護の機能がないため、
介護や療養、治療に関する手続きは成年後見制度が必要





CHECK

成年後見制度

- 認知症などで判断能力が低下した人に代わって、財産管理や法律行為を行うことができる
- 公正証書による契約でないと無効



CHECK

任意後見制度

本人が元気なうちに、認知症になった時のために後見人を選んでおく



CHECK

法定後見制度

判断能力が低下してしまったあとに
後見人を家庭裁判所が選ぶ

後見・補佐・補助の3段階に分類